

清掃業務仕様書

この仕様は業務の大要を示すものであるが、本書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ、甲が建物管理上又は美観上特に必要と認めた軽微な業務については、乙は受託金額の範囲内で実施するものとする。

1 清掃業務の対象物

福井県立すこやかシルバー病院 福井市島寺町 9 3 - 6

2 清掃業務の種類

日常清掃、定期清掃、休日清掃および窓ガラス・網戸清掃

3 作業場所及び清掃作業方法

別図及び別紙「施設清掃作業基準表」、「施設清掃作業の基本的方法」により、効率的かつ迅速に疎漏なく作業を行うものとする。

4 清掃作業時間

(1) 日常清掃

原則として甲の勤務時間（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）に行うものとするが、甲の執務等に支障をきたすおそれのある場合および、時間内に作業が完了しない場合は、甲の承認を得て時間外に作業を継続することができる。

(2) 定期清掃

原則として、甲の勤務時間外に行うこととするが、甲の執務等に支障をきたさない事が明らかな場所及び特に甲の指示があった場合はこの限りでない。

(3) 休日清掃

原則として土、日、祝祭日および12月29日から1月3日（8時30分～12時）に行うものとする。

（4）窓ガラス・網戸清掃

原則として、甲の勤務時間外に行うこととするが、甲の執務等に支障をきたさない事が明らかな場所及び特に甲の指示があった場合はこの限りでない。

5 清掃作業員

（1）清掃作業には、建物及び施設の美観を保つために必要かつ十分な数の作業員を確保し、作業にあたらせるものとする。

（2）作業員は、業務に応じた機能的かつ統一した清潔な服装及び帽子等を着用し、乙名称及び作業員名を記した名札を付けるものとする。

（3）作業員は、病室等に入るときは必ずノック、挨拶をするなど礼儀正しくするとともに室内の清掃は静かに行い、患者等に不快感を与えないようにする。

（4）作業責任者は、検査員との連絡調整を行うとともに、作業員の監督及び建物内全域のパトロールにあたり、作業中の事故及び物品の損傷防止並びに汚点箇所の解除に努めるものとする。

（5）作業員は、便所、洗面所及び浴室等で作業をするときはゴム手袋を着用し、作業後は作業員自らの手、腕及び清掃機械器具等を消毒洗浄するものとし、汚れた手袋で病室のドアのノブをまわしたりしないこと。またM R S A等、院内感染の防止に努めるものとする。

（6）定期清掃作業に携わる者のリストを提出するものとする。

6 清掃機械器具、諸材料等

（1）作業に使用する機械器具、諸材料等は、人体に無害で床壁面に悪影響を及ぼさない適正良質のものを用いるものとする。

（2）J I S規格のある消耗品（トイレットペーパー、芳香剤等）はJ I Sマー

クのある製品を使用するものとする。

7 清掃作業中の物品の損傷防止および危険防止

- (1) 作業のため机その他の物品を移動するにあたっては、損傷しないよう丁寧に取扱い、作業終了後もとの位置にもどすものとする。
- (2) 高所、通路上における作業の場合は、甲の執務等に支障をきたさないようになるとともに、作業の安全を確保するための措置を講ずるものとする。

8 清掃作業実施計画および実施報告

- (1) 清掃作業実施計画書の様式は別紙のとおりとし、毎月の計画書を前月 25 日までに提出し、甲の承認を得るものとする。
- (2) 日常および定期清掃作業実施報告書の様式は別紙のとおりとし、毎日の作業終了時に甲の指定する職員（以下「指定職員」という。）の検査確認を受けた後、翌日正午までに甲に提出するものとする。